たかはし暮らし応援商品券取扱事業者募集要項

1　趣旨

長く落ち込んだ地域経済の発展及び電力・ガス・食料品等の価格高騰に直面する市民及び事業者を支援するとともに、消費の喚起及び経済の活性化を目的として高梁市が実施する高梁市たかはし暮らし応援商品券事業において「たかはし暮らし応援商品券（以下「商品券」という。）」を取り扱う取扱事業者を募集します。

2　商品券の概要

（1）対象者・配布額

商品券は、券面額を1枚1，000円とし、市民1人あたり5枚（5,000円分）を配布します。

（2）使用期間

対象者の手元に届いた日から令和8年12月31日（木）までとします。

（3）商品券の使用対象とならないもの

次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできません。

①明らかな資産形成であり、消費の下支えとは言いがたい出資や金融商品の購入等（不動産、金融商品等）

②換金性が高く、早期に地域の消費喚起に確実につなげるという本事業の趣旨にそぐわない商品券、プリペイドカード等

③過去に実施された本商品券事業に類似する市町村の事業において、不適切として対象外とされてきた性風俗特殊営業等

④地域経済の振興に直接的に資することが想定し難い国及び地方公共団体への税金、使用料等の支払（公営ギャンブルを含む。）

⑤たばこ（法による制限あり。）

3　取扱事業者の登録資格

高梁市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、高梁市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとします。

ただし、上記「2（3）商品券の使用対象とならないもの」に記載している取引、商品のみを取り扱う事業者や風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者、反社会的勢力の方等は応募できません。

4　取扱事業者の募集期間

（1）募集期間

令和8年11月30日（月）まで申請を受け付けます。

取扱事業者は、市、高梁商工会議所及び備北商工会のホームページへの掲載等により周知を図ることとしております。

（2）申請方法

特定事業者の登録を希望する事業者は、（3）の提出書類を高梁商工会議所または備北商工会の窓口へ持参またはメール、郵送により提出してください。

なお、店舗等所在地によって提出先が異なりますのでご注意ください。

<提出先>

店舗所等在地	提出先	
旧高梁市	高梁商工会議所	〒716-0033 高梁市南町16−2 TEL:0866-22-2091
有漢町・成羽町・川上町・備中町	備北商工会本部	〒716-0111 高梁市成羽町下原432−1 TEL:0866-42-2412
	備北商工会有漢支所	〒716-1321 高梁市有漢町有漢3387 TEL:0866-57-2924
	備北商工会川上支所	〒716-0201 高梁市川上町地頭1814-1 TEL:0866-42-2000
	備北商工会備中支所	〒716-0303 高梁市備中町長屋7-2 TEL:0866-45-3137

（3）提出書類

①取扱事業者登録申請書（様式1）

高梁市産業振興課、高梁商工会議所及び備北商工会の窓口に設置するほか、市、高梁商工会議所及び備北商工会のホームページからダウンロード可能です。

②換金時の入金口座の通帳の写し

口座情報を確認するため、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる部分の写しを添付してください。

（4）取扱事業者の登録料

取扱事業者の登録料は、無料とします。

（5）取扱事業者登録証明書

市は、承認した事業者へ「取扱事業者登録証明書」を発行し、市、高梁商工会議所及び備北商工会のホームページに掲載する等により、取扱事業者を周知することとします。

5　商品券の換金について

商品券の換金は市内の指定金融機関で行います。なるべく下記金融機関の口座を換金時の入金口

座としていただきますよう、ご協力お願いいたします。

なお、申込時に入金口座として申請いただいた金融機関へ換金に行っていただくようになります。

金融機関名	本・支店名
備北信用金庫	本店営業部、成羽支店、下町支店、落合支店
中国銀行	高梁支店、成羽支店
トマト銀行	高梁支店、成羽支店
晴れの国岡山農業協同組合	高梁支店、木野山支店、高梁落合店、有漢支店、成羽支店

※下記金融機関以外を指定された場合は、高梁市産業振興課にて換金受付を行います。

6　取扱事業者の責務及び留意事項

（1）商品券が使用できる店舗・事業所であることが明確になるよう、「取扱事業者登録証明書」を店舗・事業所内のわかりやすい場所に表示すること。

（2）使用者が商品券で購入したものが券面額を下回った場合、つり銭の支払いはできないこと。

（3）使用対象でないもの又は特別の事情がある場合を除き、商品券の受け取りを拒まないこと。

（4）商品券を受け取ったときは、他の店舗や事業所での再使用を防止するため、裏面の所定欄に事業者名及び使用した日付を記入すること。

（5）商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。

（6）使用された商品券を再び利用しないこと。

（7）有効期限を過ぎた商品券を受け取らないこと。

（8）偽装された商品券を使用されることの無いよう、券面の確認を行うこと。

（9）取扱事業者としての登録事項に変更があったときは、速やかに高梁商工会議所または備北商工会に届け出ること。

（10）使用者から受け取った商品券の盗難、紛失、滅失は、取扱事業者の責任とすること。

＊この募集要項に違約する行為が認められた場合には、市において換金の停止、取扱事業者の登録取り消し等を行う場合があります。

7　使用済の商品券の換金手続き

・使用された商品券の券面額の合計額について、償還金として支払います。

・換金手続用の請求書様式に必要事項を記入し、使用済の商品券を添付の上、市内の指定された金融機関に提出してください。（相互の確認のため、持参をお願いします。）

・換金の請求期間は、令和9年1月29日（金）までとします。

・換金の請求期間を過ぎてからの請求は一切受け付けませんので、必ず期間中に請求してください。